

# ごみは“正しい分別”で “きちんと排出”しましょう。

日頃より、ごみの分別収集にご協力いただきありがとうございます。

ごみの分別は良好で、収集も順調に行われていますが、一部ごみの出し方で、直していただきたいことをお知らせします。



## ゴミステーションの利用

- ごみは、朝8時までに出してください。  
⇒ごみの量で収集時間がずれることがあります。
- 農村地区でゴミステーションがある地域は、必ず利用してください。  
⇒自宅前道路にごみを出している人が多く見られます。
- ゴミステーションの「容器」を使ったあとは、必ず洗ってください。  
⇒異臭やハエによる不衛生で付近の人に迷惑がかかります。
- 生ごみは、ゴミステーション内の「容器」を必ず使ってください。  
⇒ステーションの下の網目からカラスが袋を破り、生ごみが飛散します。  
⇒他のごみに隠れて見えない場合があります。  
⇒生ごみと他のごみを同じ容器に入れしないでください。
- 「その他プラ」以外の資源ごみはステーションの外に出してください。  
⇒ステーションに一般ごみ、生ごみが入らないことがあります。

## 生ごみ

- しっかり水切りした生ごみを出してください。
- 生ごみ以外のごみは入れないでください。  
⇒弁当に入っているしょう油さしなど
- 生ごみをスーパーの買い物袋などに入れてから、有料ゴミ袋に入れているものは収集できません。



## 資源ごみ

- ペットボトルのフタは、「あみ」に入れしないで「その他プラ」で出してください。
- 缶・びん・ペットボトルは必ず洗ってから出してください。
- 缶・びん・ペットボトルは「専用かご・専用あみ」に入れ、他のごみと混ぜないでください。

## 破碎ごみ

- 割れたガラスなどを新聞紙にくるむ時は、必ず中身を書いてください。
- ガスボンベは必ず穴をあけて出してください。
- 破碎ごみと危険ごみを混ぜないでください。

【例】割れたガラスとカミソリは混ぜないでください。  
(他の組み合わせもありました)

▶問合せ先 / 生活環境課環境衛生係 (内線122・123)

# 生活環境

## 悪質商法による被害が 全道で増加しています

一人暮らしのお年寄りは  
特に注意してください

いったん契約すると、クーリング  
オフできるもの以外は解約する  
ことが難しいので契約(購入)  
は慎重にしましょう。

見知らぬ訪問販売者から無理や  
り玄関を開けさせられても・・

- 「何の用事が聞き」、「欲しくない  
ときは、いりません」とキッパリ  
断りましょう。

「点検を口実に高額な商品を買  
わせる」点検商法のほかに・・

- ローンが終わらないうちに同様の  
商品売りつける「つぎつぎ  
販売」で多重な債務を抱えるこ  
とがあります。注意しましょう。
- なかには、他の業者へ情報がわ  
たり複数の業者から売りつけら  
れることがあります。  
(消費者金融にもあります。)

### 【消費者相談窓口】

- ・役場生活環境課 (内線123)
- ・道立消費者生活センター  
留萌相談所 ☎ 0164-49-2770  
相談員は火・金曜日常駐しています

### 「悪質商法から身を守る」 講演会のお知らせ

留萌管内消費者大会の講演会  
を一般町民に開放いたします。

- 月日 / 11月12日(水)
- 時間 / 午前10時30分
- 場所 / 中央公民館